

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立川吉朗

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年十二月十九日埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の二条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第六条の三 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第六条の二を第六条の三とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第十一条の二 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十三条中「職員の休暇については、」の次に「次条に定めるものを除き、」を加え、第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第十三条の二 管理者は、年次休暇が十日以上与えられた職員に対して、付与日から一年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち五日（職員が請求して年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を五日から控除した日数）について、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。

2 前項の規定による時季指定は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重して行わなければならぬ。

第二十七条の見出し中「常時勤務を要する者以外のもの」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「職員のうち常時勤務を要する者以外のもの（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「前条までの規定にかかるらず、会計年度任用職員」に改め、「就業に関する事項は、」の次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるほか、」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（会計年度任用職員の費用弁償）

第二十七条の二 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務の

ため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、職員に支給される通勤手当及び旅費との権衡を考慮して、管理者が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十七条及び第二十七条の二の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である職員に係る年次休暇は、この規程の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。